

議案第 32 号

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部改正について

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 12 月 12 日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

提案理由 地方公務員法の一部改正に基づき、本市では、配偶者同行休業制度を導入するため、北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定し、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとしている。については、同制度の導入に当たり必要事項を定めるため、この規則案を提出する。

# 北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部改正について (配偶者同行休業制度の新設に伴う規則の改正)

## 1 改正理由

地方公務員法の一部改正に基づき、本市では、配偶者同行休業制度を導入するため、北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北九州市条例第 号)を制定し、平成27年1月1日から施行することとしている。

については、同制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、関係規則を改めるもの。

## 2 一部改正を行う規則及び改正内容

○北九州市教育委員会労務職員就業規則(昭和39年北九州市教育委員会規則第29号)の一部改正

単純な労務に雇用される職員の配偶者同行休業の取扱いについて、北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例の定めるところによるもの。

## 3 施行期日

平成27年1月1日

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

北九州市教育委員会  
委員長 古城 和子

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会労務職員就業規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の3」を「第19条の4」に改める。

第3章第2節中第19条の3を第19条の4とし、第19条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業）

第19条の3 労務職員の配偶者同行休業については、北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北九州市条例第 号）の定めるところによる。

付 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 勤務</p> <p>    第1節 略</p> <p>    第2節 休暇等 (第19条-<u>第19条の4</u>)</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>付則</p> <p>    <u>(配偶者同行休業)</u></p> <p><u>第19条の3 労務職員の配偶者同行休業については、北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北九州市条例第 号)の定めるところによる。</u></p> <p>    (育児休業及び育児短時間勤務)</p> <p><u>第19条の4</u> 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 勤務</p> <p>    第1節 略</p> <p>    第2節 休暇等 (第19条-<u>第19条の3</u>)</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>付則</p> <p>    (育児休業及び育児短時間勤務)</p> <p><u>第19条の3</u> 略</p>